

随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 県政広報番組「とっとりWhy?」の制作及び放送 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成19年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本海テレビジョン放送株式会社
鳥取市田園町四丁目360 |
| 5 契約金額 | 35,794,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部広報課
鳥取市東町一丁目220 |